

浜田市選挙管理委員会告示第 21 号

令和 7 年 10 月 19 日行いう浜田市長及び浜田市議会議員一般選挙における浜田市選挙管理委員会が設置するポスター掲示場に掲示を開始することができる日について、公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 144 条の 2 第 10 項の規定により準用する同条第 5 項の規定により、次のとおり定める。

令和 7 年 9 月 1 日

浜田市選挙管理委員会委員長 岡 本 正 博

ポスターの掲示開始日

令和 7 年 10 月 12 日